

令和 8 年

第 4 回羽咋市議会臨時会

提案理由説明書

令和 8 年 1 0 月 7 日招集

本日、ここに、令和８年第４回羽咋市議会臨時会が開かれるにあたり、提出議案の大要について、ご説明いたします。

はじめに、８月２７日からの記録的大雨において、被害を受けられた全ての皆様に、改めて心からお見舞いを申し上げます。

未曾有の大雨は、市民の皆様の生活基盤に甚大な被害をもたらしました。市といたしましては、被災された方々の一日も早い生活再建、誰一人取り残さない再建に向け、全力を挙げて復旧・復興と生活支援に取り組んでまいります。

このたびの大雨被害を受け、市内外の多くの皆様から心温まるお見舞いのメッセージや義援金をいただいております。また、多くのボランティアの皆様に、堆積土砂の除去作業や災害ごみの搬出にご尽力いただいております。被災された方々の大きな支えとなっています。

この場をお借りして、ご支援いただきました皆様をはじめ、復旧にご尽力をいただいております国や県、他自治体、警察、消防団、町会、自主防災組織、ボランティアなど、多くの皆様に、心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、大雨災害に関する現状と対応について、ご説明いたします。

はじめに、市管理の道路および河川の状況について、ご説明い

たします。

道路や河川の広範囲で土砂の流出や崩壊などが発生しました。
10月1日現在、市内全域で、道路40件、河川11件の被害を確認しています。

危険個所や被害拡大のおそれがある箇所につきましては、安全確保に努めるため応急復旧を実施し、安全施設も設置しながら注意を促しています。

現在、国の災害査定に向けて準備を進めており、査定後に、順次本復旧工事に着手していきます。

次に、農林業関係の状況について、ご説明いたします。

10月1日現在、市内全域で、農地164件、水路や農道など227件、林地や林道で67件の被害があり、被害の全容把握に努めています。応急復旧に取り組むとともに、災害査定を受けるための測量設計の準備を進めているところです。

また、邑知潟周辺において400ヘクタールの田が冠水し、収穫直前の稲穂が水につかるなど、深刻な農作物被害となりました。

被災した農業者の経営安定化や施設再建を図り、営農再開・継続に向けて支援を行っていきます。

次に、建物被害の状況について、ご説明いたします。

住家被害につきましては、10月1日現在、424件の罹災証明を発行しており、内訳は、床上浸水138件、床下浸水286

件です。

なお、被災証明の発行件数は、651件です。

次に、被災された方々への支援について、ご説明いたします。

浸水被害は、市民生活に大きな支障を及ぼすものであり、国県支援制度への上乗せ、市独自の支援などを手厚く、広く行う方針です。

9月18日に、本市に被災者生活再建支援法が適用となり、一定規模の住家の被害に遭われた方々へ支援金が支給されることになりました。

国の被災者生活再建支援法の対象とならない世帯に対しても、市独自の基礎支援金を支給するとともに、市と県が協調して負担する加算支援金を支給します。

具体的には、基礎支援金として、一部損壊から中規模半壊までの被災世帯を対象に、被災区分に応じ、7万円から35万円を支給します。加えて、半壊の被災世帯に、加算支援金として最大100万円を支給します。

さらに、市独自支援として、住宅の建設や補修を行う床上浸水の被災世帯に対し、最大100万円の住まい再建支援金を補助します。

また、被災により生活の足である自動車が廃車または修理を余儀なくされた世帯に対しては、1台あたり3万円の見舞金を支給するほか、冷蔵庫などの生活家電が使用不能となった世帯に対し

ては、日常生活の早期回復を図るため、対象となる家電製品の購入に対し、1台あたり2万円を補助します。

仮設住宅などの応急的な住まいから、再建が完了したご自宅などに転居する際には、10万円の引っ越し費用の助成を行います。

このほか、市税や国民健康保険税、介護保険料などの減免を行い、被災者の経済的支援を行っていきます。

次に、被災家屋解体事業について、ご説明いたします。

今回の大雨災害は、令和6年の能登半島地震と違い、半壊家屋の解体は、公費での解体の対象とはなりません。市独自で、被災により損壊した半壊の家屋を解体した世帯に対し、1件あたり50万円の補助金を交付するとともに、解体に伴い発生した廃棄物の運搬および処分に要した費用については、申請に基づき償還します。このことにより、解体費用の3分の1程度の自己負担で解体を行うことができます。

次に、災害廃棄物の状況について、ご説明いたします。

8月29日から災害廃棄物仮置場を開設していますが、10月1日現在で、5,377件の搬入がありました。

なお、搬入状況を踏まえ、受け入れ期間を10月31日までに延長しました。

次に、被災した事業者の方々への支援について、ご説明いたし

ます。

羽咋市商工会には、市内事業者から相談が寄せられており、30件以上の建物や設備に被害があったことを把握しています。

石川県の事業者支援制度に対し、市独自で、最大100万円を上乗せする補助制度を創設し、被災事業者の再建に向けた経済的支援を推進していきます。

被災された皆様が、一日でも早く安全で安心な生活を取り戻すことを最優先とし、今後も一人ひとりの状況に寄り添った、きめ細やかな支援に全力で取り組んでいきます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案2件、条例案1件、その他1件の合計4件です。

議案第56号 令和8年度羽咋市一般会計補正予算第5号について、ご説明いたします。

今回の補正は、8月27日からの大雨災害にかかる被災者支援や災害復旧事業の計上を行ったものです。

被災者支援といたしまして、生活再建や住まいの再建にかかる支援金、自動車の浸水被害に対する見舞金、生活家電の購入支援金、被災家屋の解体にかかる支援金、事業者への再建支援金、農業機械の修理・再取得にかかる支援金などを計上しました。

また、災害復旧事業といたしましては、農地や農業用施設、林道、学校などの復旧事業や、道路・宅地に堆積した土砂や流木の撤去事業などを計上しています。

そのほか、災害廃棄物仮置場運営事業について、現在の搬入・処理状況を踏まえ、増額補正を計上しました。

歳入では、事業実施に伴う国県支出金を増額し、不足分は、財政調整基金からの繰入金により収支の均衡を図った次第です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、14億8千万円を追加し、予算総額を222億6,200万円に定めようとするものです。

議案第57号 令和8年度羽咋市下水道事業会計補正予算第1号につきましては、8月27日から的大雨により被災した下水道施設の復旧費の増額補正であり、収益的収支のうち収益的支出では、100万円追加し、予算総額を15億1,090万円に、資本的収支のうち資本的支出では、1千万円追加し、予算総額を26億2,300万円に定めようとするものです。

議案第58号 令和8年8月27日から的大雨による災害の被害者に対する羽咋市税の減免の特例に関する条例の制定につきましては、住家の被害の程度が準半壊以上の方に対して、令和8年度納期未到来分の個人市民税、固定資産税および都市計画税を損害の程度に応じて減免を行うものです。

議案第 59 号 「農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について」の一部変更につきましては、令和 6 年第 3 回羽咋市議会定例会で議決をいただきました基本協定について、本協定の金額を変更するため、地方自治法および議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上をもちまして、提出いたしました議案の説明を終わります。詳細につきましては、質疑あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。